調　　書（決定）	
事件の表示	平成●●年(○○)第●●号
決　定　日	平成２５年４月１１日
裁　判　所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	白木勇 櫻井龍子 金築誠志 横田尤孝 山浦善樹
当 事 者 等	申立人　　X 相手方　　国
原判決の表示	大阪高等裁判所平成●●年(○○)第●●号、第●●号（平成２４年３月８日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１　主文

１　本件を上告審として受理しない。

２　申立費用は申立人の負担とする。

第２　理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

平成２５年４月１１日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官